

下関市立大学におけるGPA制度の取扱いに関する要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

改正 平成 23 年 5 月 20 日

平成 27 年 3 月 30 日

令和 3 年 3 月 31 日

令和 4 年 3 月 17 日

令和 5 年 3 月 7 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、下関市立大学（以下「本学」という。）における Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学生の学修意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(成績の評価とGP)

第 2 条 下関市立大学経済学部履修規程（平成 19 年規程第 57 号）第 12 条第 1 項に定める成績評価に与えられる Grade Point は、次表のとおりとする。

| 成績評価（評点） | GP |
|------------|----|
| 秀（90～100点） | 4 |
| 優（80～89点） | 3 |
| 良（70～79点） | 2 |
| 可（60～69点） | 1 |
| 不可（59点以下） | 0 |

(GPA対象科目)

第 3 条 GPA算出の対象科目は、必修科目及び選択科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる科目は、GPA算出の対象外とする。

- (1) 下関市立大学単位認定要綱（平成 29 年 4 月 1 日制定）に基づき単位を認定する科目
- (2) 下関市三大学単位互換協定に伴う履修及び受講規程（平成 19 年規程第 64 号）及び大学コンソーシアム関門単位互換協定に伴う履修及び受講規程（平成 21 年規程第 30 号）に基づき履修し、単位を修得した科目
- (3) 下関市立大学学部生の大学院授業科目の履修に関する要綱（令和 3 年 3 月 31 日制定）に基づき履修し、単位を修得した科目

(GPAの種類と算出方法)

第 4 条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「学期 GPA」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA（以下「通算 GPA」という。）の 2 種類とする。

2 学期 GPA 及び通算 GPA の計算式は、次の各号の定めるところによるものとする。この場合において、算出された数値の小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点

以下第2位までを表記するものとする。

(1) 学期GPAの計算式

学期GPA =

$$\frac{\text{当該学期の(4×「秀」の単位数+3×「優」の単位数+2×「良」の単位数+1×「可」の単位数)}}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

当該学期の総履修登録単位数

(2) 通算GPAの計算式

通算GPA =

$$\frac{\text{全期間の(4×「秀」の単位数+3×「優」の単位数+2×「良」の単位数+1×「可」の単位数)}}{\text{全期間の総履修登録単位数}}$$

全期間の総履修登録単位数

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学期ごとに指定された日（以下「GPA計算日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

2 追試験等のため、GPA計算日までに成績が確定していない科目については、確定後に改めて計算するものとする。

(GPAの通知及び記載)

第6条 学生及び保護者へのGPAの通知は、学期GPA及び通算GPAを記載した成績通知書により行う。

2 成績証明書への通算GPAの記載は、学生本人からGPA記載申請書（様式第1号）により申請があった場合に行うものとする。

(GPAデータの提供及び活用)

第7条 本学教職員が、教育活動の改善等を目的として行う調査研究等においてGPAデータの提供を希望する場合は、GPAデータ利用申請書（様式第2号）により、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、GPAに係る各種資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度に入学する者から適用する。ただし、第3年次編入学については、平成23年度に入学する者から適用する。

附 則（平成23年5月20日改正）

この要綱は、平成23年5月20日から施行する。

附 則（平成27年3月30日改正）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成26年度までに入学した者並びに平成27年度及び平成28年度に編入学する者に係るGPA対象科目は、この要綱による改定後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例とする。

附 則（令和3年3月31日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日改正）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度に入学した者及び令和5年度に編入学する者に係るGPA対象科目は、この要綱による改正後の下関市立大学におけるGPA制度の取扱いに関する要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月7日改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市立大学長

学部 _____ 学科 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

G P A 記 載 申 請 書

下関市立大学における G P A 制度の取扱いに関する要綱第 6 条第 2 項に基づき、成績証明書に通算 G P A の記載を申請いたします。

記

1. 利用目的 :

2. 提出先 :

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市立大学長

教員氏名 _____

G P A デ ー タ 利 用 申 請 書

下関市立大学におけるGPA制度の取扱いに関する要綱第7条に基づき、下記の理由で学生のGPAデータの提供を希望するので、申請いたします。なお、目的以外の利用はいたしません。

記

1. 利用目的 _____
2. 対象学生 _____
3. 必要データ _____